

○厚生労働省告示第二百十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分 057(1)③を次のように改める。

③ カップ・ライナー一体型

ア カップ・ライナー一体型（Ⅱ） 87,900 円

イ カップ・ライナー一体型（Ⅲ） 94,200 円

別表Ⅱ区分 073 に次のように加える。

(4) 位置情報表示装置（プローブ・ドリル） 22,400 円

別表Ⅱ区分 112(1)を次のように改める。

(1) シングルチャンバ

① 標準型 733,000 円

② MR I 対応型 781,000 円

別表Ⅱ区分 118 に次のように加える。

(3) アダプター 256,000 円

別表Ⅱ区分 133 に次のように加える。

(19) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル 19,100 円

別表Ⅱ区分 139 を次のように改める。

139 組織拡張器

(1) 一般用 31,200 円

(2) 乳房用 32,100 円

別表Ⅱ区分 146(3)を次のように改める。

(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

① 標準型 1,620,000 円

② 血管分岐部対応型 1,850,000 円

別表Ⅱに次のように加える。

178 神経再生誘導材 388,000 円

179 気管支用充填材 7,400 円

180 陰圧創傷治療用カートリッジ 21,000 円

181 人工乳房 69,400 円

別表Ⅸ(3)に次のように加える。

146 大動脈用ステントグラフト (3) 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) ② 血管分岐部対応型 (薬事法承認番号) 22400BZX00516000	平成 25 年 7 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで	1,970,000 円
--------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	-------------